

＜申請書記入時**特にご注意ください**点について＞

※ 申請の代行を依頼される方は、代行業者様に登録番号をご連絡いただくとともに本注意書をお渡しください。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、申請書等は**必ず郵送**でご提出ください。

※ 問い合わせ時に記載事項を御確認いただけますよう、申請書のコピーをお手元にお残しください。

共通の注意点	
1	補助対象スマート・エコ製品の種類を、登録時から変更することはできません。もし変更する場合は、様式第7号を用いて、いったん登録を取り下げていただくこととなります。
2	集合住宅にスマート・エコ製品を設置された方で、集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合、承認されたことがわかる書類のコピーを添付ください。
3	設置したスマート・エコ製品の写真は、設置状況がわかるように、床や壁、天井など家屋の一部とともに写してください。
4	設置したスマート・エコ製品の写真のほか、家屋全体がわかる写真(スマート・エコ製品は写ってなくても構いません)(集合住宅の場合は、集合住宅全体がわかる写真をお送りください)を添付ください。
5	スマート・エコ製品およびHEMSの領収書には、 申請者氏名・品名・品番(太陽光発電は不要)・販売店名・住所・電話番号 が記入されていることをご確認願います。様式第3号には、スマート・エコ製品設置経費(本体購入費および施工費)とHEMS購入費は 税抜き でご記入いただきますので、領収書で当該金額が分からない場合には、内訳書(様式任意)を付けて明らかにしてください。品番は、内訳書に記載があれば構いません。HEMS購入店については、住所または電話番号のどちらかで滋賀県内であることが確認できるものが重要です。また、申請者の同居者名義でも構いません。その場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください。なお、「領収書」と記載されていないレシートは、使用することができません。
6	「住民票の写し」(提出日から3か月以内に発行された現住所のもので、 個人番号が記載されていないもの)は、 各市町で発行された原本 を添付してください。また、 申請書を送付される直前 に 入手 ください。
7	納税証明書は、 <u>平成31年(令和元年)の所得に対して課税され、令和2年度に支払った県民税の証明(令和2年度のもの)</u> です。県税事務所では発行できませんので、お住まいの市町窓口をご利用ください。なお、 令和2年度に住民税を納める必要がなく、納税証明書が発行されない場合には、令和2年度の非課税証明書(もしくは課税証明書)を入手し、住民税の課税額が0円であることを確認した後、原本を送付ください。
8	令和2年1月2日以降に県外から転入された方は、滋賀県の県民税が課税されていませんので、納税証明書は不要です。(提出された住民票に他府県から転入された記載がある場合、追加書類は必要ありません。記載のない場合には、転入前の他府県自治体で発行された住民票除票もしくは 令和2年度の納税証明書 を添付してください。)
9	登録時に「しがCO2ネットゼロ」ムーブメントへの賛同書(様式第10号)を添付されなかった方は、是非、申請時に添付いただくようお願いします。
10	スマート・エコ製品の設置・買い替え調書(様式第11号)は、必ず同封ください。
交付申請書(様式第3号)	
1枚目	要件申請項目欄の「 <input type="checkbox"/> HEMSの購入店は県内販売店です。」には、太陽光発電を設置してHEMSを購入される方のみ <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。その他の方は、空欄で構いません。
2枚目	スマート・エコ製品の欄で、高効率給湯器(エネファーム以外)にチェックをされた方は、その下の給湯方式別給湯器の該当箇所にも、チェックをお願いします。 スマート・エコ製品設置経費(本体購入費および施工費)とHEMS購入費は 税抜き でご記入ください。領収書で当該金額が分からない場合には、内訳書(様式任意)を付けて明らかにしてください。
3枚目	スマート・エコ製品工事日は、工事完了証明書(様式第6号)の日付(太陽光発電の完了日は、電力受給開始日)を記入ください。また、HEMS購入日は領収書の日付を記入してください。

太陽光発電システム	
1	パワーコンディショナのカタログには該当する型式にチェックをお願いします。カタログの代わりに型式がわかる写真(銘板のところ)を添付いただいても構いません。
高効率給湯器	
1	エネファームからエネファームへ買い替える場合は、補助対象ではありません。
2	高効率給湯器(エネファーム、エコキュート等、エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、ハイブリッド給湯器)を、エネファームを除く高効率給湯器に買い替える場合も補助対象ではありません。
3	停電時に機能することを要件として補助金を申請される方は、それを示すカタログや取扱説明書をお送りください。 例えばエコキュートの場合、停電時(非常時)にお湯が使えることが記載されたページと、当該機種が掲載されていることを確認するため、カタログではラインナップのページ、取扱説明書では機器の型番が掲載されているページをお送りください。
4	太陽光発電を既に設置されている方は、配線図および機器構成図で、停電時に太陽光発電システムから対象スマート・エコ製品に電力が供給可能であることを示してください。また、既設太陽光発電システムの写真を同封ください。(屋根に平置きされている場合等で写真を撮ることが難しい場合は、関西電力との契約書など証明できるもの)
5	工事完了証明書(様式第6号)に、買い替え前の給湯器の機種にチェックし、メーカー名および型番を記載ください。それを明らかにするものとして、交換前の給湯器の機種がわかる写真、取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等のいずれかを同封ください。
6	(エコキュート等の場合)ヒートポンプ部分と貯湯部分の両方の写真を同封ください。
太陽熱利用システム	
1	停電時に機能することを要件として補助金を申請される方は、それを示すカタログや取扱説明書をお送りください。
2	太陽光発電を既に設置されている方は、配線図および機器構成図で、停電時に太陽光発電システムから対象スマート・エコ製品に電力が供給可能であることを示してください。また、既設太陽光発電システムの写真を同封ください。(屋根に平置きされている場合等で写真を撮ることが難しい場合は、関西電力との契約書など証明できるもの)
家庭用蓄電池・V2H	
1	太陽光発電を既に設置されている方は、配線図および機器構成図で、停電時に太陽光発電システムから対象スマート・エコ製品に電力が供給可能であることを示してください。また、既設太陽光発電システムの写真を同封ください。(屋根に平置きされている場合等で写真を撮ることが難しい場合は、関西電力との契約書など証明できるもの)
窓断熱設備	
1	今回設置した窓を正面から写したものと、窓の構造がわかるように、窓を開け、横から撮った写真を同封ください。
2	窓断熱設備調書(様式第13号)の添付が必要です。 内窓を設置された方は、窓断熱設備調書「1. 窓断熱設備施工面積」のうち、「窓断熱設備の仕様」の記載は不要です。製造者以下の欄への記入をお願いします。 ガラス交換・外窓交換の方は、「2. 主な窓断熱設備の仕様と熱貫流率」から、該当する仕様を選択し、熱貫流率が $3.49\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ 以下であることを確認の上、その仕様の番号を「1. 窓断熱設備施工面積」の窓断熱設備の仕様」の欄に記載し、かつ製造者以下の欄への記入をお願いします。 「2. 」の窓断熱設備の主な仕様に該当しない場合には、カタログ等から、「3. その他の窓断熱の仕様と熱貫流率」にその仕様を記載の上、記載した番号を、「1. 窓断熱設備施工面積」の窓断熱設備の仕様」の欄に記載し、かつ、製造者以下の欄への記入を行い、仕様記入の参考としたカタログを調書に添付してください。
<p>※その他、必要な添付書類を要綱でご確認の上、各スマート・エコ製品に必要な添付書類をご用意ください。</p>	